

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起への対応状況の概要

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する注意喚起については、2月27日の専門家会合報告を受けて、各自治体において体制整備がなされているところ。

各都道府県における4月10日時点の対応状況は、以下のとおりである。

1. 都道府県における対応状況

注意喚起実施体制の整備状況

- ・整備済み 45自治体
- ・4月中に整備 1自治体
- ・未定 1自治体

以下の調査項目は、「整備済み」の道府県 (45自治体) の状況についてまとめた。

注意喚起を行うための暫定的な指針となる値

- ・70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 45自治体
- ・それ以外の値 0自治体

鳥取県は日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える恐れがある場合についても、その旨を住民に周知しているが、注意喚起ではなく、情報提供として実施。

注意喚起を行う時刻

- ・午前6時 1自治体
- ・午前7時 5自治体
- ・午前7時半 6自治体
- ・午前8時 26自治体
- ・午前8時半 1自治体
- ・午前9時 6自治体

注意喚起を行う際の区域割り

- ・全県一区 32自治体
- ・県内を複数に区域割り 13自治体

注意喚起を行う際の判断方法 (判断基準値はいずれも 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)

- ・同一区域内の全測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値の中央値 (又は平均値) 10自治体
- ・同一区域内の全測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値の最大値 22自治体
- ・同一区域内の全測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の最大値 5自治体
- ・その他 8自治体

例：午前5時、6時、7時の1時間値 (の平均値) の上位2局の測定値で判断。

注意喚起を行う際の行動の目安（メッセージ）	
・国の指針に準じるメッセージ	37自治体
・独自のメッセージ	8自治体

例：屋内での換気や窓の開閉を必要最小限とする。
市販マスクの着用も一定の効果がある。等

濃度改善がみられた場合の周知	
・周知する	11自治体
いずれの自治体も1時間値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ （専門家会合報告と同じ）で周知。	
・周知しない	34自治体

注意喚起の周知方法	
・ホームページ	44自治体
・関係機関へFAX	42自治体
・テレビ	29自治体
・ラジオ	27自治体
・防災無線	24自治体
・メール	20自治体
・ツイッター	8自治体
・その他	18自治体

2. 都道府県の対応状況を踏まえた今後の課題

各都道府県においては、専門家会合により示された注意喚起のための暫定的な指針に沿って、体制整備及び運用が図られており、それぞれの自治体において実情に応じた工夫もなされている。

都道府県の対応状況を踏まえると、今後の課題として以下のようなものが考えられる。

- ・国民へのきめ細かな情報発信
- ・幅広い層へ確実に伝わる周知方法
- ・測定網の整備・強化
- ・より精度の高い判断方法
- ・科学的知見の集積・充実

環境省としては、注意喚起のための暫定的な指針が各自治体において適切に運用されるよう、自治体との情報共有や技術的支援に取り組むとともに、国民等への情報提供に努めていく。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起への都道府県の対応状況

（平成 25 年 4 月 10 日時点）

・ 注意喚起実施体制の整備状況

- ・ 45 自治体で注意喚起実施体制を整備済み

4 月中 …… 福島県（4 月中開始予定）

未 定 …… 東京都（引き続き PM_{2.5} 濃度の推移を見守っていく）

・ 運用状況（体制整備済みの 45 自治体の回答を基に作成）

1．指針となる値の考え方

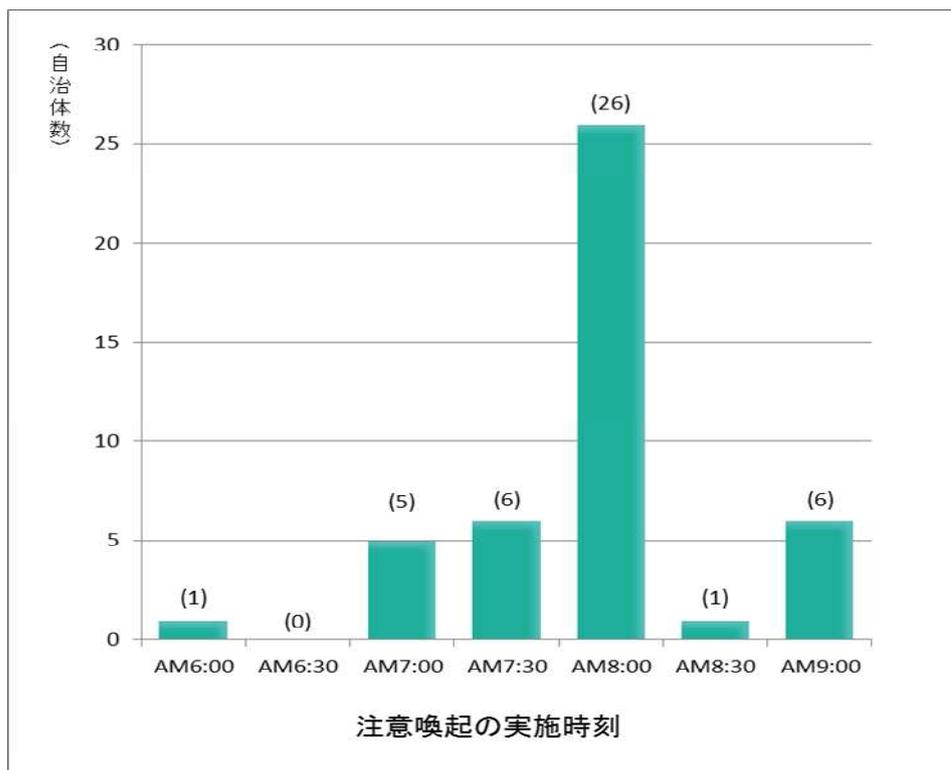
- ・ 全ての自治体が 1 日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を採用

なお、鳥取県は上記に加えて 1 日平均値で 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超のおそれがある場合も周知。

2．注意喚起を行う時刻

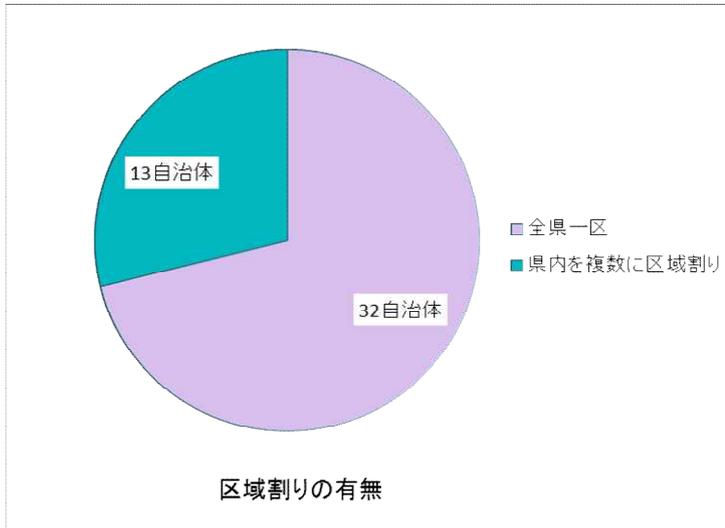
- ・ 注意喚起を実施する時間帯で最も多いのは 8 時であった。（26 自治体）
- ・ 38 自治体（86.4%）が朝 8 時までに注意喚起を実施。
- ・ 午前 9 時までには、全ての自治体で注意喚起が行われる。

自治体によっては、これ以降の時刻に、注意喚起を行う場合がある。



3 . 地域割り

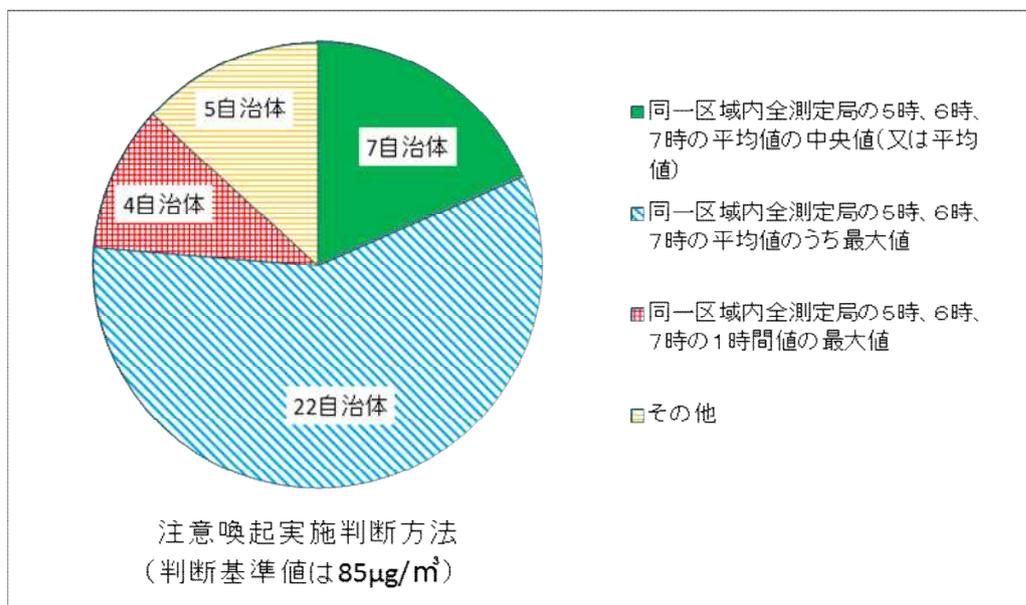
- ・ 32 自治体(72.7%)の自治体が自治体内を同一区域と見なしている。
- ・ その他の自治体は自治体内を 2 ~ 8 区域に分割。



4 . 判断方法

4 - 1 早朝のみで判断を行い注意喚起を実施する自治体

- ・ 5時、6時、7時の1時間値の平均値について、同一区域内の全ての測定局を対象として中央値(平均値)で判断しているのは7自治体(18.4%)
- ・ 5時、6時、7時の1時間値の平均値について、同一区域内の全ての測定局を対象として最高値で判断しているのは22自治体(57.9%)
- ・ 5時、6時、7時のいずれかの1時間値が、同一区域内のどこか1局でも超えた場合に注意喚起を行っているのは4自治体(10.5%)
- ・ その他、5時、6時、7時の1時間値(の平均値)の上位2局を超えた場合に注意喚起する自治体等がある。



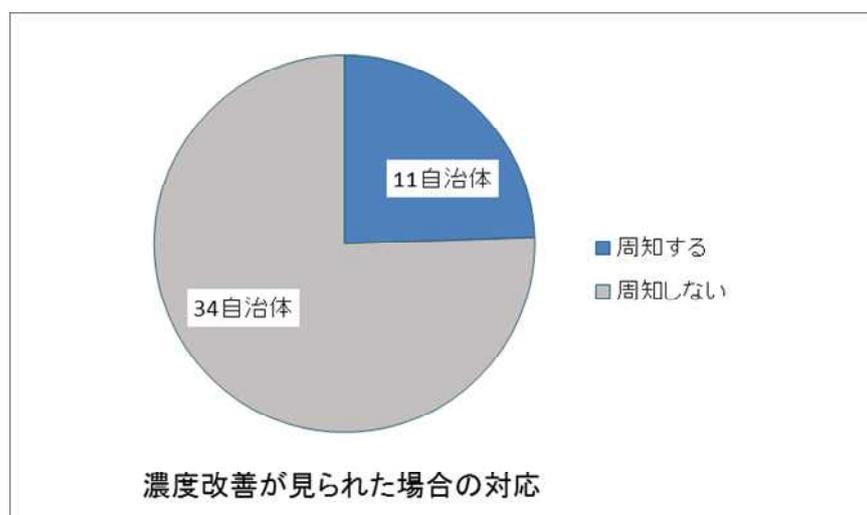
4 - 2 早朝以外（午後など）も注意喚起を行っている自治体

- ・早朝以外（午後など）も注意喚起を行っているのは7自治体。
その判断基準の種類は以下の通り。

判断基準（注意喚起対象区域・時間・測定値）	自治体数
日中の同一区域内測定局の1時間値平均値（3時間平均値）が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	3自治体
日中の同一区域内測定局のいずれかの1時間値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	2自治体
日中の同一区域内測定局のいずれかの1時間値が、2時間連続で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	1自治体
日中の同一区域内測定局の1時間値の濃度上昇や気象状況により、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想する場合。	1自治体

5 . 改善した場合の周知の有無

- ・34自治体（75.6%）が実施しないこととしている。
- ・実施する自治体は全て1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回った時点で解除の周知をしている。



6 . 注意喚起の周知方法（複数選択）

- ・市民への周知に関しては、ホームページを利用する自治体が最も多く 44 自治体（97.8%）である。その他、テレビ(64.4%)、ラジオ(60.0%)、防災無線(53.3%)、メール(44.4%)、ツイッター(17.8%)となっている。その他の周知方法は、報道機関への情報提供などである。
- ・また、関係機関への周知方法としてよく用いられている FAX も 42 自治体（93.3%）で利用されている。FAX を用いていない自治体でも、防災メールや電話等で関係機関へ確実に注意喚起実施の事実を伝達する仕組みとなっている。

高感受性者への具体的な周知方法の主な例としては、県から FAX で県の関係機関や市町村に周知し、県の関係機関や市町村から保育所、幼稚園、学校や社会福祉施設へ周知される。

